

妊婦に係る健康診査等に要する費用の償還払い等に関する業務 会計年度任用職員募集要項

こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）で勤務する妊婦に係る健康診査等に要する費用の償還払い等に関する業務会計年度任用職員の採用選考を次のとおり行います。

1 募集人員

2名

2 業務内容

- ・妊産婦健康診査事業及び新生児聴覚検査事業にかかる文書作成やエクセル等によるデータ編集事務、問い合わせ対応、償還払いの申請受付事務、審査にかかる医療機関等への電話・郵便照会事務、業務委託契約事務や支払い事務
- ・妊産婦健康診査受診結果の確認、連絡調整事務 など
- ・その他母子保健関連事務補助

3 受験資格

以下の要件をすべて満たす方が受験できます

- ・パソコンの事務作業の経験のある者（資格不問）
- ・地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

地方公務員法（抜粋）
（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※選考として人事評価などを用いた能力実証を前提とし、再度任用される場合があります。

（2 回まで最長 3 年）

5 勤務条件等

- | | |
|---------|--|
| （1）勤務日数 | 週 4 日勤務（月曜日から金曜日のうち本市が指定する 4 日間） |
| （2）勤務時間 | 午前 9 時～午後 5 時 15 分（休憩 45 分）
始業から終業までの基本 7 時間 30 分とし、週 30 時間とする。 |
| （3）休日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始 |

(4) 勤務場所 こども青少年局子育て支援部管理課（大阪役所 2階）

(5) 報酬等

報酬額 176,436 円～196,620 円（月額）

期末手当 2.525 月分

勤勉手当 2.125 月分

※報酬額は採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当及び勤勉手当は2年目以降の支給月数となります。

1年目の支給月数は勤務日数によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※上記報酬等は、令和7年12月1日時点のものであり、給与改定等により変更されることがあります。

(6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期满了日）
特別休暇	【有給】 夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、育児参加休暇、配偶者分べん休暇、産前産後休暇、出生サポート休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、ドナー休暇、子の看護等休暇※1、短期介護休暇※1 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(7) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

6 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

7 その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

8 選考方法

(1) 論文（事前課題）

課題「子育て支援及び母子保健にかかる施策の充実のために行政に期待することについてあなたの意見を600字程度で述べてください。」

(2) 面接試験（1人あたり15分程度）

主として人物について面接を行います。

(3) 合格者の決定方法及び合格から任用まで

- ・論文試験及び面接試験の合計点により可否を決定し、合計得点が一定点数以上のものを合格とします。ただし、論文試験及び面接試験のいずれかが一定の基準に達していない場合は、不合格とします。
- ・合格者は、合計点の高い順に「採用候補者名簿」に登録され、その登録順に採用予定者を決定します。
- ・「採用候補者名簿」に登録された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順に従って、その都度採用予定者とします。
- ・採用決定にあたり、当該名簿に登録された採用候補者に事前に連絡を行いますが、本人の都合により辞退された場合は、「採用候補者名簿」順位の最後尾に再登録となります。
- ・合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないことや申し込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

9 選考日時及び選考会場

日 時：令和8年2月9日（月曜日）

9時30分～17時00分のうち、本市が指定する時間

場 所：大阪市役所

※詳細な日時・場所は、「受験案内」により通知します。

※選考日時等の変更には応じられません。

10 申込方法

(1) 提出書類

ア妊婦に係る健康診査等に要する費用の償還払い等に関する業務会計年度任用職員採用申込書
1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※本市所定の様式に限りします。

イ論文

※本市所定様式に自筆もしくはパソコンで入力して作成してください。

ウ申し立て書 1通

※本市所定の様式に限りします。

エ受験案内送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

（切手がない場合は、受験票を発送しません。）

(2) 申込み期間

令和8年1月5日（月曜日）～令和8年1月26日（月曜日）まで

《令和8年1月26日（月曜日）必着》

「妊婦に係る健康診査等に要する費用の償還払い等に関する業務会計年度任用職員採用申込書 在中」と朱書し、必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また送付料金不足の場合は受け付けません。なお市役所への持参による受付は行いません。

(3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階
大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

(4) 受験案内の送付

受験申込みされた方には「受験票」と「受験案内」を送付します。《令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）頃発送予定》なお、令和 8 年 2 月 5 日（木曜日）までに届かない場合は、同日 17 時までにこども青少年局子育て支援部管理課へ連絡してください。

(5) 結果の発表

合否については、令和 8 年 2 月 12 日（木曜日）頃に、全受験者に通知します。なお電話での問い合わせにはお答えできません。また受験者本人以外にはお知らせできません。

11 その他

- ・本採用は令和 8 年度予算の発効をもって有効となります。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・車いすを使用されているなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とされる方は、申込みの際にお知らせください。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取り組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

大阪市職員基本条例（抜粋）

（倫理原則）

第 4 条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第 8 条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

お問い合わせ先

大阪市こども青少年局子育て支援部管理課（母子保健グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

電話 06-6208-9966